

## 宿泊約款 General Terms & Conditions for Accommodation Contract

### 第 1 条（適用範囲）

当ホテルが宿泊客（当ホテルの客室を利用される全てのお客さまをいいます）との間で締結する宿泊及びこれに関連する契約（デイクースなどのご利用に関する契約を含み、以下あわせて「宿泊」「宿泊契約」といいます）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は、一般に確立した慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

3.

### 第 2 条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、国籍及び職業
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第 3 条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 5 条及び第 15 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 10 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

3. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第 4 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

- (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき
- (7) 宿泊しようとする方が、泥酔者で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (8) 消防用設備等に対するいたずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- (9) 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき

#### 第5条（宿泊客の契約解除権）

当ホテルは宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

イ 宿泊日の4日前または3日前に解除した場合、ご1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%

ロ 宿泊日の2日前または前日に解除した場合、ご1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%

ハ 宿泊日当日に解除した場合、ご1室につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%

ニ 宿泊日当日にご宿泊されなかった場合、宿泊者1人に付き、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

2. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、公共の交通機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものである事が証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

#### 第6条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第4条第3号から第10号までに該当することとなったとき
- (2) 第2条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき
- (3) 第3条の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき

2. 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

#### 第 7 条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 第 3 条第 1 号の事項
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。
  3. 宿泊客が第 9 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈し、当ホテルの承認を得ていただきます。
  - 4.

#### 第 8 条（利用規則の遵守）

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第 9 条（料金の支払い）

宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテル指定の方法にて行っていただきます。

#### 第 10 条（宿泊継続の拒絶）

当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 4 条第 3 号から 10 号までに該当することになったとき。
- (2) 第 8 条の利用規則に従わないとき。

#### 第 11 条（当ホテルの責任）

当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうち、いずれが早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供が出来なくなった時は、天災、そ

他の理由による困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

#### 第 12 条（宿泊客以外の客室への入室禁止）

ご宿泊者以外の方の入室はお断りしております。無断入室が認められた際には、追加料金をご請求致します。

#### 第 13 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、原則3ヵ月間保管させていただきますが、プライバシー保護の為ご連絡は致しておりません。3ヵ月を過ぎた場合は遺失物法に基づき破棄します。飲食物につきましては処分させていただきます。

#### 第 14 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- (1) ホテル内の備品を館外に持ち出す、又は持ち帰る事が認められた場合は賠償金を申受けます。
- (2) ホテル内の備品、客室等を破損、または著しく汚した場合その修繕費、清掃費の賠償を請求致します。
- (3) 客室ルームキーの紛失の際は1枚につき¥500を請求いたします。

#### 第 15 条（宿泊客の私物）

客室内において、物品の紛失・盗難等が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、特に貴重品に関しては、お客様ご自身での管理をお願い致します。

#### 第 16 条（レンタルバイク・レンタルサイクル）

当ホテルでレンタルをしているバイク、自転車をご利用時の事故・盗難等はその賠償をお客様に請求致します。

2 免許不携帯、偽装等の違反行為に関しましてもホテルは一切の責任を負いかねますので御注意下さい。

#### 第 17 条（支配する国語）

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

第 18 条（裁判管轄及び準拠法）

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとし  
ます。